

E i w a N e w s

医療費控除について

平成23年2月
(No. 067)

2月に入り、今年もいよいよ確定申告の時期が近付いてまいりました。

そこで今回は、確定申告における所得控除の中でも、特に生活に密着した項目である医療費控除についてご紹介します。

【1】所得控除

所得控除は、所得税を計算する際に、各個人の生活状況に配慮し、所得金額から一定額を差し引く制度で、以下の項目があります。

人的所得控除	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、寡婦（寡夫）控除 勤労学生控除、障害者控除
物的所得控除	雑損控除、医療費控除、社会保険控除、生命保険料控除、地震保険料控除、 寄付金控除、小規模企業共済等掛金控除

【2】医療費控除

医療費控除は、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合において、一定の手続きにより適用される所得控除です。

（1）控除額の計算方法

- ① その年中に支払った医療費の総額
- ② 保険金などで補填される金額
- ③ 10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額の5%相当額）
- ④ ①－②－③＝医療費控除額（最高200万円）

（2）その年中に支払った医療費

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費のみが対象となり、年末現在未払いのものについては、実際に支払われるまで控除の対象となりません。なお、クレジットカード払いについては、一括・分割払いにかかわらず、カード使用日が支払日とされます。

（3）保険金などで補填される金額

代表的なものに、医療保険金、出産育児一時金、入院給付金、損害賠償金などがあります。

治療費に係る補填金であれば治療費用から、出産に係る補填金であれば出産費用から差し引きます。この場合、引ききれなかった金額があっても、他の医療費から差し引く必要はありません。

また、補填金が確定していない場合には、見込額を医療費から差し引き、確定額と見込額が異なることとなったときは、さかのぼって、その年分の医療費控除額を訂正します。

(4) 医療費の範囲

控除対象となる医療費の例	控除対象とならない医療費の例
<ul style="list-style-type: none">・ 医師、歯科医師による診療、治療・ 治療、療養のための医薬品の購入 (風邪薬、頭痛薬等)・ 治療のためのあんま、マッサージ、柔道 整復師などによる施術・ 保健師や看護師、准看護師又は特別に依頼 した人による療養上の世話・ 出産費用・ 通院に必要なとされる旅費、付添人の旅費 (電車代、バス代等)・ 入院の部屋代や食事代の費用・ 医療器具の購入や貸借の費用・ 義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用・ 医師が「おむつ使用証明書」を発行した 場合のおむつにかかる費用・ 介護保険施設での施設サービスの費用・ 特定健康診査(メタボ健診)・ 禁煙治療費で一定条件を満たしたもの・ 不妊治療費・ レーシック手術費用・ 発育段階にある子供の歯列矯正費用	<ul style="list-style-type: none">・ 容姿を変えるなどの目的で支払った整形 手術の費用・ 健康増進や疾病予防などのための医薬品の 購入(栄養ドリンク、ビタミン剤等)・ 人間ドックなどの健康診断のための費用 (ただし、それによって病気が見つかった 場合は対象)・ 患者の都合で入った個室等の差額ベッド代・ 医師や看護師への謝礼・ 介護保険施設での日常生活費・ メガネの購入(治療用である場合は対象)・ インフルエンザ等の予防接種費用・ 通院のための自家用車のガソリン代、 駐車場代

(5) 手続き

医療費控除は、年末調整では適用を受けることができませんので、確定申告をする必要があります。

提出する確定申告書には、医療費の領収書をすべて添付しなければなりません。(健康保険組合などから送られてくる「医療費のお知らせ」は、領収書となりませんので、ご注意ください。)

なお、電子申告をする場合には、医療費控除の明細を提示し、領収書を保管することにより、添付の手続きを省略することができます。

今年の確定申告書の提出期限は、平成23年3月15日(火曜日)です。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。